

法人化後に整備された新規組織等に対する経費措置について

新規組織の整備や教員が新たに措置された場合において、教育研究活動を展開するには、基盤となる経費が必要である。

法人化後に整備された新規組織においては、概算要求によりプロジェクト経費の獲得を行っているが、基盤となる経費は措置されていない。

このため、本学独自に、新規組織等における教育研究活動を支援するため、教育研究基盤経費を措置する。

<経費措置の考え方>

※¹新規組織の整備に関連したプロジェクト経費が、概算要求により認められた場合は、教育研究基盤経費(以下:「基盤経費」という。)として、施設当たり分を措置する。

1. 施設当たりとして、同規模の既存組織への経費措置額に準じた額を措置する。
2. 財源は、各部局に配分する「教育研究環境を維持するために必要な経費」とする。
3. なお、既存組織からの基盤経費の振替分については、当該組織(部局)間において調整のうえ定めるものとする。

学年進行などにより教員の増員が、概算要求により認められた場合は、基盤経費として、増員相応分を措置する。

1. 教員の増員につき相応の額を措置する。(※²重点施策定員は除く。)
2. 財源は、各部局に配分する「教育研究環境を維持するために必要な経費」とする。

※¹:「国立大学法人京都大学の組織に関する規程」第45条及び第46条に定められている施設。

※²:重点施策定員については、時限が付されているため除外。

※³:現員に対する基盤経費については、別途積算のうえ措置している。